

第3回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月28日 午後4時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階大会議室
- 3 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について（3件）
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
　　　　　　（所有権移転2件、賃貸借1件、使用貸借1件）
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
　　　　　　（農業委員会許可分2件）
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
　　　　　　（所有権移転4件、賃貸借15件、使用貸借8件）
- 日程第7 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 日程第8 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標設定等について

4 出 席 2番 高嶋 雅彦 3番 中道 雅彦 4番 川端 敦
委 員 5番 杉本 道哉 6番 上野 祐司 7番 鶴見 幸生
8番 森 長正徳 9番 橋口 善一郎 10番 松田 一博
11番 北川 正則 12番 西田 勝敏 13番 田中 昭一
14番 川崎 浩樹 15番 佐藤 弘之

5 事務局 局長 青木 祐次 主査 高山 亮一
説明員

- 局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。
- 局長 ただいまから令和5年第3回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきま
す。
- 会長 挨拶
- 局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。
- 議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第3回総
会の出席者は14名です。
- 議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第3回総会は成立了いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。
- 議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
14番 川崎委員、15番 佐藤委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』
土地の賃貸借及び使用貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開きください。

1番ですが、賃貸借の解約通知で、貸主は岩内自治区の[REDACTED]氏、借主は同じく岩内自治区の[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、岩内2164の1筆の田で、面積は40,794m²で、貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。なお、売買契約につきましては、この後の議案で審議いただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

2月27日に賃貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の2月27日、土地の引渡しは3月30日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

議案の3ページをお開きください。

2番、3番については、使用貸借の解約通知です。

2番ですが、貸主は熊本自治区の [REDACTED] 氏、借主は [REDACTED]
[REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、熊本 545-7 から 661-1 の 9 筆の田と 1 筆の畠で、合計面積は 65,368 m²で、借主の法人化に伴い、貸主がその法人へ貸付することから使用貸借を解約するものであります。なお、新たな貸借契約につきましては、この後の議案で審議いただきます。

議案資料の2ページをお開きください。

3月17日に使用貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の3月17日に行われ、6ヶ月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

議案の3ページをお開きください。

3番ですが、貸主は西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、熊本 1123 の 1 筆の田で、面積は 7,900 m²で、貸付している農地を売買するため使用貸借を解約するものであります。

議案資料の3ページをお開きください。

3月6日に使用貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の3月6日、土地の引渡しは3月30日に行われるものであり、6ヶ月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転2件、賃貸借1件、使用貸借1件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積（2ha）以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりませんが、全ての要件を満たしているものと判断されます。

それでは議案5ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は山桜106-1から130-3の21筆の田で、合計面積は88,518m²です。

譲渡人は、山桜自治区の[REDACTED]氏、譲受人は岩内自治区の[REDACTED]氏です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し離農するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10aあたり[REDACTED]千

円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料4ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]氏宅地周辺にある山桝地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

議案5ページをお開きください。

2番ですが、土地の所在は東三川26-1、27の2筆の畠で、合計面積は2,268m²です。

譲渡人は、由仁5区の[REDACTED]氏、譲受人は東三川自治区の[REDACTED]です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し離農するもので、譲受人は、申請地を買い受け、経営の拡大を図るものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10aあたり[REDACTED]千円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料5ページをお開きください。

申請地は、町道東谷地線沿いにある東三川地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

議案6ページをお開きください。

3番につきましては、法人化に伴う賃貸借であります。

土地の表示が多いため、議案は6ページから7ページまでとなっております。

3番ですが、貸主が2名となっており、熊本自治区の[REDACTED]氏及び[REDACTED]氏、借主は、[REDACTED]氏が代表を務める[REDACTED]でございます。

土地の所在につきましては、[REDACTED]氏所有の農地が山桝907から熊本1054-1の48筆の田と16筆の畠で、合計面積は482,438.44m²、[REDACTED]氏所有の農地が熊本545-7から661-1の9筆の田と1筆の畠で、合計面積は65,368m²です。

賃貸借期間は、20年間で、賃貸借料は田が10aあたり[REDACTED]円、畠が10aあたり[REDACTED]円で、年間[REDACTED]円です。

農地所有適格法人の要件確認について、説明をいたしますので、議案資料6ページをお開きください。

農地所有適格法人の要件は5つあり、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全てを満たす

必要があります。

法人の概要についてですが、法人の名称は、[REDACTED]、設立年月日は、令和5年2月1日です。主たる事務所の所在地は、由仁町熊本 611 番地で、経営面積は、62.44ha です。

1つ目の要件は、法人形態要件ですが、法人の形態は株式会社、合同会社などの持分会社、農事組合法人であることとされています。

[REDACTED]については、株式会社のため要件に該当します。

2つ目は、事業要件で農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業を主として行っているかどうかで判断されるものであります。

[REDACTED]については、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目は、構成員要件で、農地提供者・農業常時従事者などに該当する株主が保有している議決権の割合が 50%超であることとされています。

[REDACTED]は、構成員 4 名の内 3 名が農業常時従事者で、その 3 名の議決権は 50% を超えていますので、要件に該当します。

4つ目は、業務執行役員要件で、役員の過半が常時従事者でなければなりません。

役員 4 名の内 3 名が農作業常時従事者でありますので、要件に該当します。

5つ目は、農作業従事要件ですが、役員・出資者のうち 1 名以上が 60 日以上農作業に従事する必要がありますが、農作業常時従事者である役員 3 名が、農作業従事日数 60 日以上ですので、要件に該当しています。このように、[REDACTED]につきましては、5つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

議案 8 ページをお開きください。

4番については、経営移譲に伴う使用貸借でございます。

こちらも、土地の表示が多いため、議案は 8 ページから 9 ページまでとなっております。

土地の所在は古山 150-1 から熊本 265-2 の 23 筆の田と 54 番の畑で、合計面積は 526,720.03 m² です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主で後継者である [REDACTED]

[REDACTED] 氏へ使用貸借するものです。契約期間は 20 年間です。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 2 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 2 号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 5、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第 3 号について、ご説明いたします。

本件は砂利採取等に伴う一時転用 2 件であります。

議案の 11 ページをお開きください。

1番と2番については、耕地改良及び砂利採取に伴う一時転用申請であり、申請地は同じ土地所有者で同じ圃場であります。砂利採取計画の認可に関する条例等の運用により、1事業者で掘削できる面積は2ha以内とされており、今回、全体の掘削面積が2haを超えることから、2事業者に分けて実施する事業計画として、それぞれの事業者から転用申請があつたものです。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の[REDACTED]氏で、事業実施者は、川端の[REDACTED]です。

事業実施場所につきましては、東三川 2676 から 2678 の3筆の田で、転用面積は 16,284 m²です。

転用期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の7ページ、8ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の12ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、町道岩内東三川線沿いにある東三川地区で、申請地と白線で囲まれた農地です。

議案の11ページをお開きください。

2番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の[REDACTED]氏で、事業実施者は、川端の[REDACTED]です。

事業実施場所につきましては、東三川 2676 から 2678 の3筆の田で、転用面積は 16,800 m²です。

転用期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 9 ページ、10 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 13 ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、先ほど 1 番で説明した農地の西側部分が、2 番の申請地であります。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりまますので、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、3 月 16 日農地部会を書面開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 6 、議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査

議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が4件、賃貸借が15件、使用貸借が8件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の3月30日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案15ページをお開きください。

1番から4番については、所有権移転の案件です。

1番と2番につきましては、3月14日に開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

1番ですが、土地の所在は岩内1811-8から1811-10の3筆の田で、合計面積は35,592m²です。

売買価格は■円で、単価は、10aあたり■千円でございます。

譲渡人は、岩内自治区の■氏、譲受人は、同じく岩内自治区の■氏です。

農地の所在を説明しますので、議案資料11ページをお開きください。

農地は、■氏の宅地の東側にある、あっせん申出地①から③と白線で囲まれている農地でございます。

2番ですが、土地の所在は岩内2164の1筆の田で、面積は40,794m²です。

売買価格は [REDACTED] 円で、単価は、10 aあたり [REDACTED] 千円でございます。

譲渡人は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は、同じく岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

農地の所在を説明しますので、議案資料 12 ページをお開きください。

農地は、[REDACTED] 氏の宅地の西側にある、あっせん申出地①と白線で囲まれている農地でございます。

以上で、議案第 4 号の 1 番と 2 番の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 1 番と 2 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第 4 号の 3 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED] [REDACTED] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは、議案第 3 号の 3 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案 15 ページをお開きください。

3 番につきましては、先月の総会で決定し、公社への買入要請を行った結果、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

土地の所在は西三川 117-1 から 306-1 の 5 筆の田で、合計面積は 71,597 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は西三川自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じく西三川自治区の [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏です。

以上で議案第 4 号の 3 番の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 3 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 3 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 3 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([REDACTED] 委員着席)

議長 議案第 4 号の 3 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED] 委員に報告します。

代理 本件は、私が会長に代わり議事を進行させていただきます。

議案第 4 号の 4 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([REDACTED] 委員退席)

代理 それでは、議案第 4 号の 4 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 4番ですが、こちらも先月の総会で決定し、公社への買入要請を行った結果、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

土地の所在は本三川 432 の 1 筆の田で、面積は 27,070 m²です。

売買価格は [] 千円で、譲渡人は本三川自治区の [] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じく本三川自治区の [] 氏です。

以上で、議案第 4 号の 4 番の説明を終わります。

代理 議案第 4 号の 4 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

代理 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 4 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

代理 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 4 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

代理 議案第 4 号の 4 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[] 委員に報告します。

代理 この後の議事進行は、会長にお戻しいたします。

議長 それでは、議案第 4 号の 5 番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案 16 ページをお開きください。

5 番から 19 番については、賃貸借の案件です。

5 番ですが、11 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公

社が購入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

土地の所在は熊本 418-1 から 581-1 の 6 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 76,579 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 12 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の熊本自治区の [REDACTED] です。

6 番ですが、12 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が購入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

土地の所在は東三川 2203 から 3374 の 9 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 100,187 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 1 月 29 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

7 番ですが、土地の所在は、山形 534-1 の 1 筆の田で、面積は 2,668 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 4 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、千歳市里美（さとみ）の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

8 番ですが、土地の所在は、新光 191-1 から 243-1 の 3 筆の田で、合計面積は 53,924 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

9 番ですが、土地の所在は、新光 293-1 から 367 の 6 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 58,300 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畑が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

10 番ですが、土地の所在は、岩内 1811-8 から 1811-9 の 2 筆の田で、合計面積は 2,143 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく岩内自治区 [REDACTED] の氏で、新規の案件です。

11 番ですが、土地の所在は、古山 326-1 から 345-1 の 2 筆の田と 2 筆の畠で、合計面積は 15,567 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畠が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

議案 17 ページをお開きください。

12 番ですが、土地の所在は、古山 329-1 の畠で、面積は 41,437 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、熊本 749 から 752 の 2 筆の田と 2 筆の畠で、合計面積は 10,001 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、田が 10a 当たり [REDACTED] 円、畠が 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、熊本自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく熊本自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

14 番ですが、土地の所在は、本三川 473-2 から 812 の 6 筆の田で、合計面積は 26,545 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、古山自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

15 番ですが、土地の所在は、東三川 2322 から 2325 の 4 筆の畠で、合計面積は 21,343 m²です。

賃貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

以上で議案第 4 号 5 番から 15 番までの説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 5 番から 15 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 5 番から 15 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号の 5 番から 15 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 議案第 4 号の 16 番から 18 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([REDACTED] 委員退席)

議長 それでは、議案第 4 号の 16 番から 18 番の議事を進めます。事務局から内容の説明を求めます。

主査 16 番ですが、土地の所在は、山形 96-1 から 118 の 3 筆の田と 4 筆の畠で、合計面積は 63,360.77 m²です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [] 円、畠が10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、長沼東6線の [] 氏、借主は、山形自治区の [] で、更新の案件です。

17番ですが、土地の所在は、山形539から585の3筆の田と4筆の畠で、合計面積は34,931m²です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [] 円、畠が10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、山形自治区の [] 氏、借主は、同じく山形自治区の [] で、更新の案件です。

18番ですが、土地の所在は、山形573-1の1筆の田で、面積は12,714m²です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、由仁2区の [] 氏、借主は、山形自治区の [] で、更新の案件です。

以上で議案第4号の16番から18番までの説明を終わります。

議長 議案第4号の16番から18番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の16番から18番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の16番から18番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

議長 議案第4号の16番から18番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[] 委員に報告します。

議長 議案第4号の19番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] [] 委員には退席していただき、議事を進めます。

([] 委員退席)

議長 それでは、議案第4号の19番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 19番ですが、土地の所在は、新光236-1から287-3の4筆の田で、合計面積は26,535m²です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、下古山自治区の [] 氏、借主は、同じく下古山自治区の [] 氏で、新規の案件です。

以上で議案第4号の19番の説明を終わります。

議長 議案第4号の19番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の19番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の19番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

議長 議案第4号の19番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[] 委員に報告します。

議長 それでは、議案第4号の20番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案18ページをお開きください。
20番以降は、使用貸借の案件であります。
これらについては、既にあつせん会が開催されており、今後、農地保有合理化事業により売買となる案件でありますが、公社買入時期が夏頃となることから、使用貸借契約を締結するものであります。

20番ですが、土地の所在は、山形88から91の4筆の田と2筆の畠で、合計面積は41,678m²です。

使用貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間です。

貸主は、千歳市あずさの[] 氏、苦小牧市柳町の[] 氏、借主は栗山町字富士の[] です。

21番ですが、土地の所在は、岩内1811-7の1筆の田で、面積は35,244m²です。

使用貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間です。

貸主は、岩内自治区の[] 氏、借主は同じく岩内自治区の[] 氏です。

22番ですが、土地の所在は、岩内2544から2557の4筆の田と2筆の畠で、合計面積は53,719m²です。

使用貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間です。

貸主は、栗山町字湯地の[] 氏、借主は岩内自治区の[] です。

23番ですが、土地の所在は、熊本1123の1筆の田で、面積は7,900m²です。

使用貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間です。

貸主は、西三川自治区の[] 氏、借主は熊本自治区の[] 氏です。

24 番ですが、土地の所在は、西三川 95 から 105 の 4 筆の田と 8 筆の畑で、合計面積は 73,061 m²です。

使用貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく西三川自治区の [REDACTED] 氏です。

25 番ですが、土地の所在は、東三川 1081 から 1577 の 7 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 44,524.85 m²です。

使用貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案 19 ページをお開きください。

26 番ですが、土地の所在は、東三川 1083 から 1084 の 2 筆の畑で、合計面積は 1,409.15 m²です。

使用貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

27 番ですが、土地の所在は、東三川 1385-1 から 1400-1 の 5 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 48,783 m²です。

使用貸借期間は、令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年間です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じく東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

以上で議案第 4 号 20 番から 27 番までの説明を終わります。

議長 議案第 4 号 20 番から 27 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号 20 番から 27 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことのご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号 20番から27番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第7、議案第5号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定したので、この決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。
農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員の報酬等の財源として農地利用最適化交付金の交付を受けることができますが、この交付金を申請する場合には、最適化の推進に関する目標や具体的な取組を定めた指針の策定が必要であったことから、由仁町においては、平成30年7月に指針を策定し、これまで交付金の交付を受けてきたところであります。

令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、交付金活用の有無にかかわらず、指針の策定が義務化されたところであり、当町で策定した指針についても、目標設定期間が経過したことから、内容を見直し、新たに指針を策定するものであります。

それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料13ページをお開き下さい。

(議案資料に基づき指針を説明)

以上で議案第5号の説明を終わりります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようすで採決に入ります。
議案第5号については、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号については、提案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第8、議案第6号『令和5年度最適化活動の目標設定等について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第6号『令和5年度最適化活動の目標設定等について』
令和5年度最適化活動の目標設定等を策定したので、その承認の決定を求めるものでございます。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第6号について、ご説明いたします。
本件については、令和5年度の最適化活動の目標や活動計画を定めるものであります。
なお、本日、この総会で決定いただいた後は、4月末までにこの計画を公表するとともに、北海道に報告することとなります。
それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料16ページをお開きください。

(資料により内容説明)

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号については、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号については、提案のとおり決定しました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。
(閉会時間 17時30分)

議事録署名委員

14番 川崎浩樹 

15番 佐藤弘え 

